

仕 様 書

1 事業名
せとうちコンテンツプラットフォームへの日本語版記事の格納及びSNSを活用したWEBプロモーション事業

2 実施時期
契約締結の日～令和7年3月31日

3 事業の目的

(1) 目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、せとうちを囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県。以下「せとうち域内」という。）が合同してせとうちブランドを確立し、ブランドコンセプトを「AUTHENTIC JAPAN：SETOUCHI（ありのままの日本の魅力はここにある：せとうち）」として地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的とした活動を行っている。

そのため、せとうちの魅力を国内に向けて発信し、魅力ある観光地域づくりを促進し、もって旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることが必要である。

そこで、首都圏、関西圏、九州等の大都市圏およびせとうち域内を主な対象市場として、旅のトレンドを見据えたせとうちの魅力を発信することを目的に、機構が運営するせとうちの観光情報発信サイトである「せとうちコンテンツプラットフォーム（以下「PF」という。）」への日本語版記事等の格納およびSNSを活用し、情報発信を強化することでせとうち地域への誘客を促進する。

(2) せとうちコンテンツプラットフォームについて（概要）

機構では、域内の自治体、DMO及び観光事業者等が造成した多彩なコンテンツや旅行商品、観光情報をよりタイムリーかつ正確に掲載するとともに、トレンドに即した情報収集が可能となる仕組みとして多言語（英語、独語、仏語、日本語）の観光ウェブサイト「PF※1」を構築している。

そのうち、日本語版ページ※2については、せとうち域内への来訪意欲を高めるため、写真家やライター等を活用し、伝達力、拡散性に優れた写真を中心とした記事を掲載するとともに、SNS※3でのウェブプロモーションを実施している。

※1 PF <https://www.setouchi.travel/en/>

※2 日本語版ページ <https://www.setouchi.travel/jp/>

※3 Facebook <https://www.facebook.com/SetouchiFinder>

Instagram <https://www.instagram.com/setouchifinder/>

Facebookグループ <https://www.facebook.com/groups/setouchifan/>

4 事業の内容

PFへの日本語版記事の格納及びSNSを活用して、せとうちの認知度をより向上させるとともに、旅のトレンドを見据えたせとうち域内の強みを生かしたせとうちブランドイメージの訴求と確立を目的として、PFの有する価値を分析し、国内の市場特性等を踏まえたうえで以下の事業を企画提案・実施すること。

(1) 新規記事の作成

ア 記事の種類

本事業において作成する記事は、次の（ア）～（イ）の2種類とする。

（ア）PF内「瀬戸内Finder」の記事作成

テーマに沿ったストーリー仕立ての記事

（作成イメージ）

<https://www.setouchi.travel/jp/trip-ideas/ph2-jp-st-005/>

（イ）PF内「スポット・体験」の記事作成

特定の観光・文化施設等、1つのスポットの情報記事

（作成イメージ）

<https://www.setouchi.travel/jp/see-and-do/spot/YG9013/>

イ 記事の作成要領

（ア）記事の作成数

本事業において作成する記事数は、次のとおりとする。

①	PF内「瀬戸内Finder」の記事作成	14本以上
②	PF内「スポット・体験」の記事作成	50本以上

（イ）記事内容について

- ・本事業において、機構がターゲットとする首都圏、関西圏、九州等の大都市圏およびせとうち域内の特性を踏まえ、将来のせとうち域内への来訪につながるような魅力ある記事作成のための編集方針および取材対象を提案すること。
- ・記事の内容については、せとうちの認知度をこれまで以上に向上させるとともに、せとうちブランドイメージの構築と発信を図るため、瀬戸内7県で撮影した写真と記事により構成されるものとする。また、作成する記事数は7県で均等にすること。
- ・作成する記事の文章量は、過去にPF内に掲載されている記事と同程度のボリュームとすること。
- ・記事の校正（誤字、脱字等）については、原則として請負事業者の責任校正とする。
- ・記事の作成、公開にあたって必要となる交通費、宿泊費、通信費、パソコンや通信機器、カメラ、ソフトウェア等の手配に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・記事の文章作成においては、SEOの観点を取り入れ、記事中に使用するキーワードにも留意し、良好な検索順位、表示につながると期待できる内容にすること。
- ・本事業で作成された成果物（画像や文章等を含む）および成果物の権利は、機構に帰属するものとする。また、成果物の作成の際は肖像権等に留意し、必要な場合は肖像権等に関する許諾を事前に書面で得ておくこと。
- ・原則としてインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

（ウ）記事作成の注意点

記事を作成するにあたっての注意点は次のとおり

- a) 「瀬戸内Finder」の記事作成
- ・原則として現地取材に基づき作成する。
 - ・記事を作成するための取材先は、本事業受託事業者と機構との事前協議のうえ決定する。
 - ・記事の内容は、PF内の瀬戸内Finder (URL : <https://www.setouchi.travel/jp/trip-ideas/>) のカテゴリである(体験、アート・文化、歴史、海・自然、グルメ・おみやげ、宿・ホテル)を参考とし、せとうち域内に関連するものとする。
 - ・記事の内容については、原則として、旅のトレンドに沿ったせとうち域内の強みを生かした魅力あるものとする。
 - ・記事の取材はせとうちエリアを熟知したライター等を起用し、読者の共感を呼ぶことができる表現力豊かな内容とすること。
 - ・記事に使用する写真は、一定の技術レベルを確保しつつ、ターゲットである首都圏、関西圏、九州等の大都市圏およびせとうち域内からの旅行者及び旅行見込者に訴求する、せとうちの魅力を実感に伝えることのできるものとする。
 - ・一つの記事内で使用する写真は4点以上確保すること。
 - ・記事を作成するための取材にあたっては、観光地、観光関連施設等へのアポイントメント、掲載許諾など、全て請負事業者の責任において行うこと。
- b) 「スポット・体験」の記事作成
- ・記事内で使用する写真は、原則、機構側が提供する。
 - ・コンテンツの選定にあたっては、本事業受託事業者と機構との事前協議のうえ決定する。

(2) SNSの運用

ア SNSへの投稿数

本事業におけるSNSへの投稿数は、次のとおりとする。

Facebook	週につき3回投稿
Instagram	週につき3回投稿

イ 投稿内容について

アウトカムの指標を達成するため、(1)のアおよび既存記事やUGC投稿等を活用して、各SNSの特性に応じた投稿を行う。

ウ Facebookグループの運用について

弊機構が運用するFacebookグループである「瀬戸内が大好き！」(URL : <https://www.facebook.com/groups/setouchifan/>) をグループルール (URL : <https://www.facebook.com/groups/1246076425840516/about>) に基づき運用を行うこと。運用とは、グループルールに基づき、当該グループに投稿される内容について承認及び削除などをおこない、当該グループが以下の目的を達成できるよう対応することである。

当該Facebookグループの目的とは「せとうちを囲む7県への愛着を深めること・せとうちへの観光を促すこと」である。

エ SNS運用の注意点

SNSを運用するにあたっての注意点は、次のとおりとする。

- ・SNSの運用にあたっては、上記アの各SNSのフォロワー数増加につながるような投稿テーマや方法等を、フォロワーの目標獲得数とともに提案すること。
- ・リール動画やUGC等を活用した投稿を行うこと。
- ・SNSへの投稿内容については、原則として、本事業受託者と機構との間で構成投稿前に決定する。
- ・投稿内容には、元となったPFの記事へのリンクを含めること。また、「#瀬戸内」、「#(県名)」等の、投稿に関連する効果的なタグを含めること。
- ・文章作成においては、せとうちのブランドイメージを毀損することなく、SNSごとの特徴に留意し、それぞれに適した方法で投稿を行うこと。
- ・投稿する文字数は、過去に弊機構のSNSに投稿されている文章と同程度のボリュームを基準とする。
- ・1年以上前に作成された既存記事をもとに投稿文を作成する際は、既存記事の情報（営業時間や価格等）が現状と一致しているかを確認すること。
- ・文章の校正については、原則として請負事業者の責任校正とする。
- ・文章の作成、公開にあたって必要となる交通費、宿泊費、事務費、通信費、パソコンや通信機器、カメラ、ソフトウェア等の手配に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・本事業で作成された成果品は、原則としてインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

オ フォローおよびフォロー解除

(ア) フォローについて

新規フォロー先については、以下のいずれかの条件を満たすアカウントとする。新規フォロー実行前には、フォロー候補を事前に機構へ提示すること。

- ・国または地方等の行政機関が運営するアカウント
- ・DMOまたは観光協会が運営するアカウント
- ・せとうちに関する投稿を行っているインフルエンサー等、せとうちに関する影響力の大きいユーザーのアカウント
- ・その他、機構がフォローすべきと判断したアカウント

(イ) フォロー解除について

フォロー解除は、以下のいずれかの条件を満たすアカウントとする。フォロー解除実行前には、フォロー解除候補を事前に機構へ提示すること。

- ・誹謗中傷、差別、暴力的な発言を行うユーザーのアカウント
- ・他者への嫌がらせ等を行うユーザーのアカウント
- ・他者のなりすましを行っているユーザーのアカウント
- ・その他、機構がフォロー解除すべきと判断したアカウント

カ コメントへの対応

(ア) コメントへの返信

(2) ア、ウの投稿に寄せられたコメントのうち、次のいずれかの条件を満たし、かつ返信を行うことが必要または望ましいものについては、原則として返信すること。

- ・ 投稿内容に関する質問等で、回答することが望ましいもの
- ・ 返信を行うことで、SNSの今後の運営にとって正の効果大きいと思われるもの
- ・ その他、機構が返信を行うべきと判断したもの。

(イ) コメントの削除、違反報告等

投稿に寄せられたコメントのうち、次のいずれかの条件を満たし、かつコメントの削除または違反報告を行うことが望ましいものについては、原則としてコメントの削除または違反報告等の対応を行うこと。

- ・ 誹謗中傷または暴力的な表現を含むもの
- ・ 人権または著作権等の権利を侵害するもの
- ・ 暴力、ギャンブル、薬物を推奨または助長するもの
- ・ その他、機構が不適切と判断したもの

キ Instagramキャンペーンの実施

Instagramのフォロワーアップを目指したキャンペーンを年2回以上実施すること。キャンペーンの具体的な内容については、本事業受託事業者と機構との間で協議すること。

(3) 事業進捗の共有

PFへの日本語版記事の格納およびSNSに関して、事業の進捗状況の確認のため、機構との協議を実施することとし、状況により、以下の項目等について報告を求める場合がある。

なお、開催手法や実施時期は当機構と協議の上、決定する。

- ・ サイト訪問者の分析 (UU数、PV数、年齢、性別、地域の分析等)
- ・ 記事の取材状況、スケジュール共有
- ・ SNSの運用状況 (投稿数、フォロワー数の推移等)
- ・ 対前年、前月比で増減した数値の分析、対応案の検討および提案
- ・ その他、機構が求める内容

(4) 効果測定および検証・分析業務

PFの閲覧者へアンケート等を実施するなど本事業成果の効果測定と検証・分析を行うとともに、PF日本語版記事の今後の運営方針等の提案や、SNS等を利用したせとうち域内への誘客を促進していくための検討に有効と思われる内容を後述する8の報告書に記載すること。

なお、検証・分析にあたっては、Google Analyticsの活用等、具体的な数値や指標、根拠を示して詳細に行うこと。

(5) 目標

活動指標 (アウトプット) として記事の作成 (瀬戸内Finder記事14本、スポット・体験記事50本) 及びSNSでの情報発信が年間を通じて計画的に実施できるよう提案されていること。

成果指標 (アウトカム) としてPFの日本語ページにおいて年間2,000,000PV数、Instagramにおけるフォロワー数2,600人増が達成できるよう取り組むこと。

5 執行体制

上記事業の実施にあたって、機構に対して、技術面のサポート、総合的な助言

を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

6 注意事項

(1) 動作確認

成果物については、事業完了前にスマートフォン、タブレット及びパソコンによる動作確認を行い、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。なお、動作確認等に必要な機器は受託者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。

ア スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android系端末等において動作確認を行うこと。

イ パソコンの利用者側の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることとし、OS、ブラウザについては一般的に普及しているOS（Windows、MacOS、Linux等）、ブラウザ（IE、Safari、Google Chrome、Firefox等）により支障なく利用できるものとする。

(2) 品質・性能

コンテンツを構成する製品や技術は、国際標準もしくは業界標準に準拠していること。また、コンテンツ画面操作時においては、利用者にストレスを与えない応答時間を確保すること。

(3) サポート体制の整備

契約期間中において、WEBコンテンツの保守を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな復旧作業対応を可能とする体制を保持しておくこと。

(4) 情報セキュリティ対策

ア 情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

イ 既知のセキュリティホールやバグ等について、原則すべて対策を講じること。

ウ セキュリティ上の脅威が見地された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。

エ コンピューターウイルス対策等、適切な不正プログラム対策を公示、ウイルスからの防御、データの漏えい、不正侵入の防止、データ改ざんの防止等のセキュリティ対策を十分に施すこと。

オ 適切な不正アクセス対策を講じること。

7 成果物に関する権利の帰属

(1) 本事業においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。

(2) 本事業の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。

(3) 本事業により得られる著作物の著作人格権について、事業受託者は将来にわたり行使しないこと。また、事業受託者は本作品の作成に関与した者について著作権を主張させず、著作人格権についても行使させないことを約するものとする。

- (4) 本事業に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て事業受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)～(4)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。
- (6) 事業受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定する。

8 報告書の提出

- (1) 提出物
事業実施報告書 1部
- (2) 提出場所
せとうち観光推進機構
- (3) 提出期限
令和7年3月31日
- (4) 報告書作成の注意点
 - ア 事前に監督職員の承認を受けること
 - イ 事業実施状況等をわかりやすく編集すること
 - ウ 事業実施による効果を調査し、とりまとめること。

9 その他

- (1) 本事業の遂行においては、機構と十分協議しながら進めること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し適正に履行すること。
- (3) 本仕様書に定めのない特別の事情が生じた場合は、機構へ報告し、その指示を受けること。
- (4) PFの日本語ページへ記事を格納する際のCMSは「Contentful」となるため留意すること。